

競技注意事項（大会申合わせ事項）

1. 競技規則について

World Para Athletics 競技規則 2016-2017、並びに本大会申合わせ事項により実施する。

また、競技者は「World Para Athletics 承認競技会における広告規程」（この規定に記されていない広告に関する場合は IAAF 規定に準ずることとする）を遵守すること。

※チーム名の規定については「3.2.2」「3.3.2」および「3.4.2」の「国名」を適用する

基準を超える商標についてはテープ等で隠すことになるので、その旨了解のこと。大会期間中における競技開始前の本競技場での練習においても同様とする。

2. 受付について(TIC)

競技者受付(TIC)は正面玄関エントランスで行う。

3. 練習について

(1) 9月22日(金)

- ・トラック練習：本競技場(車いす競技者は1~4レーン、立位競技者は5~8レーン)
- ・フィールド練習：本競技場(跳躍および砲丸のみ使用可、投てき台固定装置は使用不可)
- ・練習時間：13:00~16:00

(2) 9月23日(土)~24日(日)

- ・トラック練習は補助競技場を使用すること(練習時間8:00~17:00)
- ・フィールド練習は補助競技場で跳躍種目及びやり投げと砲丸投のみ使用可：車いす固定装置は使用不可。その他の投てき種目については、投てき練習場にて行うこととするが、使用できるのは23日のみとする。(練習時間8:30~15:00)

※ その他、競技場使用については、係員の指示に従うこと。

4. 各種書類について

「欠場届」「重複出場届」「補助申請書(スターティング・ブロック設置申請、マーカー設置申請等)」「リクエスト・フォーム(ガイドランナー変更、その他)」の配布および提出は競技者受付(TIC)で行う。

5. 招集

- ① 招集所は本競技場室内走路に設ける。
- ② 招集の方法は、下記の招集開始時刻に招集所に集合し、審判員からチェックをうける。

種目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始時刻の30分前	15分前
フィールド競技	競技開始時刻の40分前	30分前

- ③ 招集所では胸・背・腰のナンバーカード、スパイク、衣類・バックなどの商標、車いす・投てき台のチェックを受ける。また、競技規則 7 条 3(b)により、携帯電話等の機器は競技場内に持ち込むことはできない。
- ④ 棄権する場合は、直ちに欠場届を TIC に提出すること。欠場届が提出されず招集時刻に遅れた場合は、当該種目を棄権したものとする。この場合、次の種目からの出場はできない。(競技規則 5 条 3)
- ⑤ 競技種目が重なり一方の種目の招集完了時刻に間に合わない場合は、招集所に重複出場届を提出し、直接競技場所に集合すること。
- ⑥ リレー・オーダー用紙は、招集完了時刻の 1 時間前までに招集所に提出すること。

6. ナンバーカードについて

- ① ナンバーカードは、1 名につき 2 枚配布する(胸・背用)(競技規則 6 条 7・8)。
- ② ナンバーカードは、交付された大きさのまま付けること。ただし、走高跳は胸・背いずれかに付けるだけでもよい。
- ③ 車いす競技者は、背用を車いすまたは投てき台の後部につける。
- ④ トラック種目では、招集所で配布された腰ナンバーカードを指示された腰に確実に付けること。ガイドランナーも同様。車いす競技者はヘルメット側面(外側)に付けること。

7. 競技場への入退場

- ① 競技場への入場は ID カード携行者のみとする。
- ② 招集所から競技場への入場、および競技終了後の退場は競技役員の指示による。
- ③ 退場はフィールド種目も含め全員ミックスゾーン(フィニッシュ横付近)を通過すること。

8. 競技について

- ① 招集完了後は練習を含めすべて競技役員の指示に従うこと。
- ② トラック競技
 - i. レーン順は、プログラム記載順による。
 - ii. 参加人数により予選を行わない場合がある。
 - iii. 短距離種目では、衝突事故を防止するためフィニッシュ後も自身のレーンを走ること。
 - iv. プログラム進行上支障をきたす場合は、競技を中止させる場合がある。
- ③ スタート
 - i. スタートの合図はすべて英語(「on your marks」「set」)で行う。
 - ii. トラック競技はすべて写真判定システムを使用する。
 - iii. 競技規則 17 条のとおり、1 回目の不正出発で失格となる。

- iv. T60 の 400mまでのスタートにおいては「スタート刺激システム」を使用し、一般社団法人日本聴覚障害者陸上競技協会が定めるスターター動作で行われる。

④ アイマスク、アイパッチ

T11/F11 の競技者は、完全に光を遮断し隙間なく顔に密着する不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、およびその下に「アイパッチ」を着用して競技しなければならない。眼鏡使用時の隙間は認められない。検査は招集時に行うが、スタート地点、並びにフィールド競技場所で再検査を行う事がある。

⑤ ガイド、およびアシスタント

- i. ガイドランナーおよびアシスタントは、主催者が用意したビブスを着用すること。ビブスは招集時に競技者の確認後に配布し、競技終了後TICに返却すること。
- ii. T11、T12 の競技者とガイドランナーは、ガイドランナー交代時とフィニッシュ直前 10m を除き、常にガイドローブ(1m 以内)でつながっていないとてはならない。違反した場合は失格となる。
- iii. T11、T12 のガイドランナーが競技者の推進を助ける助力を加えた場合、またフィニッシュ時に競技者の前方に位置した場合は、ガイドランナーによる違反として競技者は失格となる。
- iv. T11、T12 の跳躍競技および F11、F12 の投てき競技においてはアシスタントを同行させることができる。T11 の跳躍は 2 名以内、それ以外は 1 名とする。アシスタントは、ルール上支障がない限り競技者を誘導することができるが、競技成立以前にエリア内(走幅跳・三段跳の場合は「踏切エリア(パウダーを敷いているところ)および砂場」、砲丸投や円盤投の場合は「サークル」、やり投の場合は「助走路」とその角度線の内側)に侵入し競技者を誘導した場合は、アシスタントによる違反となり、その試技は無効試技となる。
- v. T12、T20、T35-38、T42-47 のトラック競技においては、招集時にスターティング・ブロックの位置を示す指定の「補助申請書」を提出することにより、競技者に代わり競技役員がスターティング・ブロックを設置することができる。
- vi. T20、T35-38、T42-47 の走幅跳、三段跳およびやり投においては、招集時に助走路に置くマーカーの位置を示す指定の「補助申請書」を提出することにより、競技者に代わり競技役員がマーカーを設置することができる。
- vii. F31-F33 および F51-F54 の投てき競技においては、アシスタントを同行させることができる。座位投てき競技のアシスタントは競技者の投てき台設置及び投てき台への移動の補助はできるが、試技中は競技エリアから離れなければならない。

⑥ フィールド競技

- i. 走高跳において、練習の高さ、競技開始の高さ及び競技開始後の上げ方については、競技役員と選手が協議のうえ決定する。
- ii. T11、T12 の走幅跳及び三段跳においては、1mx 助走路幅に白色で記した区域を踏切エリアとする。その位置は、走幅跳の場合は着地区域から 1m の位置に最先端を設置するが、状

況により踏切位置を調整することがある。

- iii. 三段跳の踏切エリアは、T11 は 9m、T12 及び T13 については 11mを原則とするが、競技役員と競技者が協議のうえ、技術代表あるいは大会総務が最終決定する。
 - iv. 立位のフィールド競技において、後半 3 回の試技順は前半 3 回までの試技で記録した成績の低い順とする。複数のクラスで同時進行する場合は、クラス毎に試技順の変更を行う。
 - v. 競技者を投てき台に固定し、練習投てきのための時間は F32-34 および F54-57 は 4 分以内、F31 および F51-53 は 5 分以内とする。
 - vi. 座位投てき種目における服装(下衣)は、身体に密着していなければならない(スパッツ等)
 - vii. 座位の投てき競技は 6 連投とする。
 - viii. Raza ポイントシステムは使用しない。
- ⑦ 車いす競技
- i. 車いすおよび座位投てき用の投てき台の検査は招集時に行うが、競走競技ではスタート地点で、投てき競技では競技エリアで再検査を行う事がある。
 - ii. 車いすの競走競技に出場する競技者は、必ずヘルメットを着用すること。
- ⑧ 競技規則 8 条 2 および 17 条 5 による警告を 2 回受けた競技者は失格とし、本競技会における以後のすべての種目に出場できなくなる。

9. 競技用具

- ① 競技に使用する器具は、全て主催者が用意したものを使用しなければならない。ただし、不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、アイパッチ、ガイドロープは各自が用意すること。
- ② 投てき用具については、原則として競技場備え付けの用具を使用するが、競技場備え付け投てき用具リストにないものは、IAAF 認証品で検査に合格したものに限り持ち込みを認める。持ち込み希望者は当該種目の競技開始 60 分前までに競技場内招集所に持参し公式計測員の検査を受けること。ただし、検査に合格した用具は一括借り上げとし、参加競技者で共有できるものとする。競技終了後にTICで返却するので受け取ること。
なお、IAAF 認証品に該当せず、パラ陸上独自の投てき器具を持ち込む場合も、上記同様に検査を受け、合格した用具は一括借り上げとする。
- ③ 跳躍種目とやり投では、主催者が用意したマーカーを 2 個まで助走路に置くことができる。サークルを使用する投てき種目は 1 個だけ置くことができるが、個人の所有物は使用できない。

10. クラス分け

国際クラス分けステイタスを持たない日本パラ陸上競技連盟登録者で、本連盟クラス分け委員から指示された選手は、クラス分けを受けなくてはならない。該当する選手には別途個々に通知する。クラス分けについては日本パラ陸上競技連盟 2017 年度版クラス分け説明表を参照のこと。クラスが不明確な者は、申し込み前に大会事務局に連絡すること。IPC 登録及び国際クラス分け

が終了している選手は、そのクラスで行った競技の記録がWorld Para Athletics 公認記録となる。

11. ドーピング・コントロール・テスト

- ① 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
- ② 本競技会参加者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。
- ③ 未成年者(20歳未満)については、ドーピング検査を含むドーピング・コントロール手続に対する親権者からの同意を日本パラ陸上競技連盟へ別途提出しているもののみエントリーできる。同意書は日本パラ陸上競技連盟のホームページ<医事委員会>からダウンロードできる。本同意書については一度提出した選手は再提出の必要はない。
- ④ ドーピング・コントロール・テストを指示された競技者は、ドーピング検査員の指示に従ってテストを受ける。テストを受ける競技者は付き添いを付ける事ができるので、希望する競技者は連絡先(携帯電話など)を事前に準備しておくこと。検査時に写真付き身分証明書(免許証など)を確認されるので検査室に携行すること。
- ⑤ 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- ⑥ 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
- ⑦ 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。

12. 抗議と上訴

競技中の判定について、競技者自身が審判長に対し、競技場所でただちに抗議できる。競技後の抗議は、競技規則第4章に従って記録の公式発表から30分(大型スクリーン表示時刻を基準とする)以内に競技者自身または代理人が担当総務員に口頭で申し出る。抗議は審判長が検討し、担当総務員を通じて裁定を伝える。この裁定に不服がある場合は、「上訴申立書」に記入のうえ、預託金(2万円)を添え、担当総務員を通じてジュリー(上訴審判)に申し立てを行うこと。

13. 表彰

- ① 男女別種目別に1位、2位、3位の選手にメダルを授与する。ただし、参加申込者が2名までの種目は1位のみ、3名の種目は2位までにメダルを授与する。(マイナス1システムを使用。)オープ

ン種目にはメダルは授与しない。

- ② 競技終了者(あるいは希望者)には記録証を発行する。競技終了後メインスタンド1階にある室内走路にて受け取る。なお、受け取りにこなかった競技者に対して記録証を郵送等を行わない。

14. 一般注意事項

- ① IDコントロールを実施するので、配付したIDカードは常に携帯すること。
- ② トレーナブースは補助競技場セミナーハウスに設置されている。
競技結果および番組編成リストは所定の場所に掲示する。また、速報サイトにも随時掲載する。
URL <http://gold.jaic.org/fukushima/para/> QRコードはプログラムに掲載
- ③ プログラムに誤記がある場合は、すみやかに TIC に申し出ること(受付用紙は TIC に置く)。
- ④ 各種目の世界記録およびアジア記録については、平成 29 年 9 月 1 日時点で World para Athletics ウェブサイトに掲載されている記録を引用したものである。
- ⑤ 撮影について:本大会に関する知的財産権は大会主催者に帰属する。選手の肖像権など知的財産が不正に営利目的で使用されることを防ぐため、本大会中撮影が許可されるのは下記の者に限る。
 - 1) 大会運営本部より許可され、ビブスを付けたカメラマン
 - 2) 大会出場学校、クラブ等の関係者
 - 3) 当該選手の保護者、家族等
 - 4) 大会事務局上記に 2)、3)に該当する撮影希望者で、一眼レフカメラ、デジタルビデオカメラを使った撮影を希望する場合は、2 階受付にて写真撮影誓約書を記入すること。撮影した写真は非営利の私的利用に限られる。
また、撮影禁止区域が設定されている場合は、その区域からの撮影は禁止する。
なお、上記に該当するか確認する場合がある。
- ⑥ 大会期間中撮影した画像・映像は、主催者および報道、その他主催者がパラスポーツの理解促進に有益であると認めた場合に限り、非営利の広報活動で使用することがある。
- ⑦ 応急処置、その他健康上の問題が生じた場合は医務室に連絡すること。ただし、大会では応急処置しかできないので、参加にあたっては医師の診断を受けるなど、自己の責任において健康と安全に十分留意すること。なお、競技者はスポーツ安全保険に加入しているので、この保険が適用される場合がある。
- ⑧ 競技場
 - i. 当競技場の開門および閉門時刻は次の通り。開門7:00 閉門18:00
 - ii. 貴重品及び荷物は各自で管理すること。万一の事故があっても責任は負わない。

- iii. 届けられた遺失物はTICで保管する。なお、保管期間は競技終了までとする。
 - iv. 競技会場では、日本障がい者スポーツ協会(主催者)の事前承認なく広告宣伝とみなされる表示物を掲出することは認められない。なお、選手の応援目的で選手名や応援文言が記載された表示物を、観客席で掲出する場合はこの限りでないが、企業名や企業ロゴが大きく表示されている等、主催者が広告宣伝とみなした場合は表示物を回収することがある。
 - v. 競技場の環境美化に協力する事。各自出したゴミは持ち帰ること。
- ⑨ 更衣室など
- i. 選手更衣室は、本競技場メインスタンド1階に用意している。
 - ii. 更衣室内のシャワー室も使用できる。(有料1回 100 円)
- ⑩ 競技用車椅子、投てき台等の発送は、以下の通り手配ができる(ヤマト運輸)。
- * 集荷:9月23日(土)午後2時~4時 9月24日(日)午後2時~4時
 - * 原則、会場から発送する荷物は着払いとする。但し、保険加入をする場合は、受付の際に現金で支払うこととする。
 - * 梱包は依頼者の責任において、破損しないように保護材及び専用の梱包を施すこと。
 - * バッグ等は競技用などの梱包の中には入れず、複数荷物預けにすること。
(個口預けをお願いします。)
 - * 梱包材は選手が各自で準備すること。(ダンボール、保護材、ガムテープ等)

以上